

広島県告示第493号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年5月9日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県広島市南区京橋町1番23号 戸田工業株式会社 代表取締役社長 寶來 茂
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県大竹市明治新開1番4号 戸田工業株式会社 大竹事業所

2 申請の内容

26-ロ 無機顔料製造業の用に供するろ過施設1基を廃止し、65 酸又はアルカリによる表面処理施設1基を設置する。また、26-イ 無機顔料製造業の用に供する洗浄施設2基の使用の方法を変更し、汚水等の処理施設1基における汚水等の量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 26-ロ 無機顔料製造業の用に供するろ過施設1基 廃止

(その2) 新設

種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設（(46) 磁選機）
能	力	20kg/日
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和6年7月19日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		13~17時、4時間/日 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出される 汚水状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	10~12	11~12.5
		生物化学的酸素要求量	20	30
		化学的酸素要求量	2,000	3,000
		浮遊物質質量	6,000	9,000
		窒素含有量	15,000	20,000
		リン含有量	3	5
	アンモニア、 アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		20,000	30,000
排出される汚水等の1日あたりの量 (単位: m ³)		0.7	0.9	
汚水等の排出先		貯槽		

(その3)変更

		変 更 前		変 更 後	
種 類		26-イ 無機顔料製造業の用に供する洗浄施設 ((4) デカンター)			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	-		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	-		令和6年7月22日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	-		完成後直ちに	
使 用 の 方 法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	381.43	478.46	381.18	477.96

(その4)変更

		変更前		変更後	
種 類		26-イ 無機顔料製造業の用に供する洗浄施設（（5）デカンター）			
工期等	工事着手予定年月日	-		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	-		令和6年7月22日	
	使用開始予定年月日	-		完成後直ちに	
使用の方法	項 目	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	381.43	478.46	381.18	477.96

(2) 汚水等の処理の方法

(その1)変更

		変更前				変更後			
種 類		(24) 中間排水処理施設							
工期等	工事着手予定年月日	-				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	-				令和6年7月19日			
	使用開始予定年月日	-				令和6年7月19日			
使用の方法	項 目	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日あたりの量 (単位: m ³)	18.42	28.14	18.42	28.14	18.92	29.14	18.92	29.14

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年5月9日から令和6年5月30日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市環境整備課